

仙台市農業委員会第 85 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 4 月 30 日（水曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 48 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
		19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1 人 18 番 松原 菊男

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

- (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について
- (5) 第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

- (1) 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
- (2) 調査委員会における聞き取り調査の対象の変更について
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法における「通常の営農行為」について

6 報 告

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 買受適格証明に係る農地法第 3 条の規定による許可について
- (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- (7) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出について
- (8) 送電用電気工作物等の敷地等に供する農地転用届出について

(9)売渡あっせん希望農地一覧表

7 そ の 他

(1)会長報告

(2)「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の制定について

(3)「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」様式の配布について

(4)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第85回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、18番 松原菊男 委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、6番 小野寺潔 委員、7番 菊地郁夫 委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、4月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、賃貸借による規模拡大が1件、贈与による農業承継が5件、売買による規模拡大が1件、売買による新規就農が1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番を私（高橋勝彦委員）から、番号2番と3番を佐々木功治委員から、番号4番から7番を鈴木可和委員から、番号8番を小野寺潔委員からします。番号3番と8番は、口頭報告します。

（書面報告）

（15番高橋勝彦委員報告）

番号1番は、賃貸借により規模拡大をするものです。譲受人は現在、1人で50aの農地を耕作しております。農機具については、トラクター1台を他の農業者から借用する予定です。4月16日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（11番佐々木功治委員報告）

番号2番は、親族間での贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で67aの農地を耕作しています。4月17日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐々木功治委員
（11番）

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。取得する面積が大きいので、聞き取り調査を行っております。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で1,765aの農地を耕作しております。4月15日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（書面報告）

（14番鈴木可和委員報告）

番号4番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族6人で83aの農地を耕作しております。4月16日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族6人で83aの農地を耕作しております。4月16日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族6人で83aの農地を耕作しております。4月16日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族6人で83aの農地を耕作しております。4月16日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
(6番)

番号8番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、市外にある自己所有の山林において、県農業改良普及センター職員の指導を受けながら、約3年間、イチジクの栽培を行っており、今回取得する農地でもイチジクの栽培を行うものです。耕作放棄地であることから、地元建設業者へ整地を発注し、家族2人で33aの農地を耕作します。収穫したイチジクは自家消費をするほか、経営する飲食店で使用する予定とのことです。4月17日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。
大泉権吾委員 (5 番)	番号 8 番ですが、耕作放棄地であった場所については、既に復元作業は終わっているのでしょうか。
小野寺潔委員 (6 番)	今回の申請に対する許可が出たら作業を始めると聞いています。
議 長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 3 7 分)
議 長	次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の 4 名で調査を行いました。今回の申請は、賃貸住宅に転用するものが 1 件です。調査の結果報告は、中嶋紀世生委員から口頭報告をします。
中嶋紀世生委員 (17 番)	番号 1 番は、賃貸住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 92 m ² を転用し、事業面積（宅地等含む）1,740.89 m ² を賃貸住宅（3 棟 16 戸）に 473.12 m ² 、駐車場（30 台）に 375 m ² 、通路等に 892.77 m ² を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、貸金業者からの融資証明書が提出されております。なお、許可を得ないで砂利敷き通

	路等として使用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後1時40分)
議 長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件、宅地の拡張に転用するものが1件の合計4件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を阿部康幸委員から、番号3番と4番を菊地郁夫委員からします。番号2番は、口頭報告をします。 (書面報告) (4番阿部康幸委員報告) 番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑880㎡を転用し、資材置場に280㎡、駐車場に80㎡、作業場・回転場等に520㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断

し、許可相当と調査いたしました。

阿部康幸委員
(4 番)

番号 2 番は、賃貸借により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。第 3 種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから第 2 種農地と判断しました。申請は、運送業者が田畑 1,547.18 m²を転用し、駐車場(10 台)に 560 m²、通路等に 987.18 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7 番菊地郁夫委員報告)

番号 3 番は、贈与により、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、譲受人が田 475 m²を転用し、一般住宅に 124.42 m²、駐車場に 80.82 m²、庭に 103.77 m²、通路等に 165.99 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知が提出されております。なお、許可を得ないで現地の一部に砂利を敷いていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 4 番は、売買により、宅地の拡張に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑 39 m²を転用し、庭に利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、領収書の写しが提出されております。なお、許可を得ないで庭としていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 4 6 分)
議 長	次に、第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分 決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 4 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、 阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の 4 名で調査を行いました。今回 の申請は、資材置場に転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが 2 件です。調査の結果報告は、熊谷幸夫委員からします。 (書面報告) (8 番熊谷幸夫委員報告) 番号 1 番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期 の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区 域の農振地域外の区域です。令和 5 年 12 月 26 日付け農地法第 5 条許可で市発 注工事のための資材置場に一時転用していましたが、設計・施工条件の変更に よる遅延が発生し工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和 7 年 3 月 31 日までから令和 7 年 7 月 31 日までに変更するものです。(約 4 ヶ月 間延長するもの) 事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地 復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に 問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であ ることを確認しています。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件 に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。 番号 2 番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期 の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区 域の農振その他の区域です。令和 6 年 8 月 29 日付け農地法第 5 条許可で市発注 工事のための資材置場に一時転用していましたが、工事の増工等により工期の 延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和 7 年 3 月 31 日までから令

和7年6月30日までに変更するものです。(約3ヶ月間延長するもの)事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第4号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について を上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の5ページから7ページをご覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について確認を求められているものです。従来の中間管理事業の配分計画となるもので、今回、耕作者を変更し再配分するものです。令和7年6月25日宮城県公告予定分です。総数5件、9筆19,479㎡に係るものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしているものです。

議 長

第5号議案について、ご質問・ご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

意見がなければ採決します。

農用地利用集積等促進計画(案)については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることに賛成

	の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。第5号議案農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、促進計画（案）については「意見なし」とし、貸付相手方に関する要件についての確認については「要件を満たしている」とすることといたします。 (午後1時50分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1)「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係 山下	— 協議 — (1)「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議・意見等なし)
議 長	異議がなければ、(1)「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」は、承認いたします。 次に、(2)「調査委員会における聞き取り調査の対象の変更について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— 協議 — (2)「調査委員会における聞き取り調査の対象の変更について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	異議がなければ、(2)「調査委員会における聞き取り調査の対象の変更について」は、承認いたします。 次に、(3)「宅地造成及び特定盛土等規制法における『通常の営農行為』について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— 協議 — (3)「宅地造成及び特定盛土等規制法における「通常の営農行為」について」
議 長	ご異議・ご意見等はございませんか。

阿部康幸委員 (4 番)	確認ですが、今回の盛土規制法について、高さが 1 メートルを超えなければ対象外という事ですが、全体の土の量については関係してきますか。
事務局農地係長	農地改良工事に関しましては、今回、1 m 未満であればその面積に関わらず、通常の営農行為として「盛土規制法の対象とはしない」という、仙台市独自の基準を、今回定めたいというものでした。ですので、500 m ² を超えても、農地改良工事で 1 m 未満の盛土であれば、盛土規制法の対象にはなりません。
阿部康幸委員 (4 番)	もし実際に農地改良工事をするとしたら、開発担当課にも相談はしておいた方がよいでしょうか。
事務局農地係長	農地改良工事のために盛土をするということであれば、面積よりも高さが何メートル以上になるのという点でまず判断をしますので、1 m 以下の盛土については、開発担当課への相談は不要です。
議 長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	異議がなければ、(3)「宅地造成及び特定盛土等規制法における『通常の営農行為』について」は、承認といたします。 (午後 2 時 0 5 分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。農地関係の報告をします。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (9) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり 9 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり 10 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、4 ページに記載のとおり 6 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、5 ページに記載のとおり 3 件ありました。(5) 買受適格証明に係る農地法第 3 条の規定による許可について、6 ページに記載のとおり 1 件ありました。

	(3月の総会で競売に係る買受適格証明を決定し、その後落札したものです。)(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、7ページに記載のとおり1件ありました。(7)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、8ページに記載のとおり2件ありました。(8)送電用電気工作物等の敷地等に供する農地転用届出については、9ページに記載のとおり1件ありました。(9)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が2件、売渡希望価格の変更が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(9)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時09分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)『「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の制定について」を、説明願います。
事務局振興係 山下	— その他 — (2)『「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の制定について」
議 長	ご質問等はございますか。
嶺岸会長職務 代理者	推進要領内の「営農型太陽光発電に係る農地転用への対応」についてですが、市内で許可を出した太陽光パネル下の農地は、今の時点で適切に農地として利用されているのでしょうか。もししていないとすれば、これからどのように対応していくのかを教えてくださいたいです。

事務局農地係長	市内における許可を出している案件につきましては毎年報告が提出されております。土壌条件が合わないなどの理由で、途中から作物の変更をした申請者につきましても営農の報告は受けておりますが、適切に栽培されていなかった場合には、適切に営農するように指導していきたいと考えています。
議 長	他に何かございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「『令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価』様式の配布について」を、説明願います。
事務局振興係 山下	— その他 — (3)「『令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価』様式の配布について」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
	— その他 —
事務局農地係長 事務局振興係 山下	(4)「事務局からの連絡事項」 1 市街化調整区域内における建築物の建築を伴わない農地転用許可リスト 2 令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見について 3 令和8年度農林関係税制改正要望について 4 令和7年度農業者年金加入推進部長の推薦について 推進部長：阿部康幸委員 任 期：令和7年4月1日～令和8年3月31日 5 仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務 6 令和7年5月～6月の予定表 7 仙台市農業委員会だより（令和7年春季号） 8 他都市農業委員会だより等 （松山市、名取市、熊本市、みやぎアグリレディス21だより）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。
嶺岸会長職務 代理人	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 85 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 2 時 4 8 分)